

**第409回
天草不知火海区漁業調整委員会
議事録**

令和7年（2025年）12月8日開催

第409回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和7年(2025年)12月8日(月)15時00分から

開催場所 ホテルメルパルク熊本 3階 烏帽子

出席者

(出席委員) 江口幸男 廣田幸英 澤田唯二 深川英穂 島田豊

岸田光代 山田雅章 藤木美才 田中愛美 藤田香織

(欠席委員) 前田和昭 桑原千知 友村喜一 田代龍也 一宮睦雄

(熊本県漁連) 指導次長 河崎皇一郎

(水産振興課) 資源栽培班 課長補佐 大塚徹、参事 佐藤陽

漁場管理班 課長補佐 松尾竜生、参事 徳留剛彦

(事務局) 事務局長(課長補佐) 石動谷篤嗣、主幹 宗達郎、主幹 堀田英一、
技師 寺嶋卓海

議事

(1) 議題

第1号議案 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第2号議案 熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」、「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」の知事管理区分に配分する数量について(諮問)

第3号議案 令和7年度長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間の協定第4に関する合意書に基づく協議会について(協議)

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第409回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催に当り事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、15名中10名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第409回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。ないようですので、それでは、江口会長お願いします。

議長

皆さん、こんにちは。皆様お忙しい中に出席いただき感謝申し上げます。本日は前田副会長のほか、5名ほどの欠席の方がいらっしゃいますが、ほとんどがインフルエンザと聞いておりますので皆さまも気を付けていただければと思います。

それでは、ただ今から第409回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は廣田委員と藤田委員にお願いいたします。なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力をお願いします。

それでは議事に入りたいと思います。

第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明します。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。

また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明します。資料

2ページから28ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。まず、法令集の上から1枚目のスライドの2番になります。

今回、新たに漁業を営みたいと要望のあった新規の許可漁業は、小目流し網漁業など、7つの漁業と、許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった漁業は、えび流し網漁業など3つの漁業です。

最初に新規の許可について説明します。まずは、小目流し網漁業です。スライドは、3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。図のような漁具を潮流を横切るように設置しますが、網目の大きさが5センチメートル未満に制限されています。主に、きす、さより等を漁獲します。漁業時期は周年となっています。今回、公示を予定している制限措置は、スライド4番に灰色で色付けして示しているとおり、火共第3号共同漁業権漁場内津奈木町地先です。許可予定の隻数は1隻で、その他の内容については、資料2ページから3ページまでに記載のとおりとなっています。小目流し網漁業については、以上です。

次に、くちぞこ刺し網漁業についてです。スライド5番に漁法を6番に操業区域や隻数を示しています。くちぞこ刺し網漁業では、スライド5番の図のような漁具を潮流と平行に海底に固定して設置し、あかしたびらめやくろしたびらめ等を漁獲します。漁業時期は3月15日から8月31日までとなっており、操業区域は、スライド6番の青色で色付けした不知火海及び火共第2号共同漁業権漁場内となっています。許可予定の隻数は1隻、その他の内容については資料4ページに記載のとおりとなっています。くちぞこ刺し網漁業については、以上です。

次に、きびなご刺し網漁業についてです。スライドは7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。きびなご刺し網漁業は、スライド7番のように固定式漁具を設置し、きびなごを漁獲する漁業で、主に牛深地域で行われています。漁業時期は8月1日から翌年6月30日まで、操業区域は、スライド8番の参考図に緑色で色付けしている天共第9号共同漁業権漁場内牛深町地先となっています。許可予定の隻数は1隻で、その他の内容については資料5ページから6ページに記載のとおりとなっています。きびなご刺し網漁業については、以上です。

次に、たこつぼ漁業です。スライドは、9番に漁法を10番に操

業区域や隻数を示しています。スライド9番の右の図のような素焼きなどの壺を海底に設置して、たこを漁獲します。漁業時期は周年となっており、操業区域は、スライド10番の参考図の天草海及び黄色で色付けしている天共第8号共同漁業権漁場内天草町地先を組み合わせた区域並びに天草有明海及び青色で色付けしている天共第1号共同漁業権漁場内上地先を組み合わせた区域です。許可予定の隻数は各1隻で、その他の内容は資料7ページから10ページに記載のとおりとなっています。たこつぼ漁業については、以上です。

次に、筒漁業です。スライドは、11番に漁法を12番に操業区域や隻数を示しています。スライド11番の左の図のような筒状の漁具を海底に設置します。狭い場所を好む習性を利用してあなごやうなぎを漁獲します。漁業時期は4月から9月までとなっており、操業区域は、スライド12番の参考図にオレンジで色付けしている火共第2号共同漁業権漁場及び青色で色付けしている火共第3号共同漁業権漁場内芦北地先です。許可予定の隻数は各地先で1隻ずつ、その他の内容については、資料11ページから12ページに記載のとおりとなっています。筒漁業については、以上です。

次に、いかかご漁業についてです。スライドは、13番に漁法を14番に操業区域や隻数を示しています。スライド13番の図のような漁具により、こういか等を漁獲します。漁業時期は1月から6月までとなっており、操業区域は、スライド14番の参考図に青色で色付けしている天共第12号共同漁業権漁場内大道地先となります。許可予定の隻数は、1隻で、その他の内容については、資料13ページから14ページに記載のとおりとなっています。いかかご漁業については、以上です。

新規の許可の最後ですが、その他のかご漁業についてです。スライドは、15番に漁法を16番に操業区域や隻数を示しています。スライド15番の図のようなかごを設置します。漁場によって主たる漁獲物は異なりますが、あなご、がらかぶ、うつぼ等を漁獲します。漁業時期は3月から11月までとなっており、操業区域は、スライド16番の参考図に色付けして示している各共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は合計3隻、その他の内容については、資料15ページから17ページに記載のとおりとなっています。その他のかご漁業については、以上です。

次に、許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった3つの漁業について説明します。

まずは、えび流し網漁業です。スライドは、17番に漁法を18番に操業区域や隻数を示しています。スライド17番の図のような

漁具を、潮流を横切るように設置し、網を流して、くるまえびやし
ばえび等を漁獲します。周年操業が可能な漁業であり、有明海、不
知火海で営まれています。今回の制限措置の操業区域は、スライド
18番の参考図に示しております、赤線内の天草有明海並びに緑色
で色付けした不知火海となっています。ただし、不知火海において
は7月15日から8月20日までは黒線より以北の不知火海では操
業できません。許可予定の隻数は不知火地区で61隻、天草地区で
29隻、その他の内容については、資料18ページから22ページ
に記載のとおりとなっています。えび流し網漁業については、以上
です。

次に、げんしき網漁業についてです。スライドは、19番に漁法
を20番に操業区域や隻数を示しています。げんしき網漁業では、
スライド19番の図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、
網を流して、くるまえびやしばえび等を漁獲します。周年操業が可
能な漁業であり、有明海、不知火海で営まれています。操業区域
は、スライド20番の参考図に示しております、赤線内の天草有明
海並びに緑色で色付けした不知火海となっています。ただし、不知
火海においては7月15日から8月20日までは黒線より以北の不
知火海では操業できません。許可予定の隻数は不知火地区で13
隻、天草地区で47隻、その他の内容は資料23ページから26ペ
ージに記載のとおりとなっています。げんしき網漁業については、
以上です。

次に、ぼらかご漁業です。スライドは、21番に漁法を22番に
操業区域や隻数を示しています。スライド21番の左の図のような
漁具を海底に設置し、ぼらを漁獲します。漁業時期は6月から10
月までとなっています。今回、公示を予定している制限措置の操業
区域は、スライド22番の参考図にオレンジ色で色付けしている天
共第11号共同漁業権漁場内栖本地先です。許可予定の隻数は4隻
で、その他の内容については、資料27、28ページに記載のとおり
となっています。ぼらかご漁業については、以上です。

最後に許可の申請期間についてです。スライド23番をご覧ください。
新規の許可の申請期間は、小目流し網漁業、筒漁業が令和7
年12月15日から令和8年1月16日まで、くちぞこ刺し網漁
業、きびなご刺し網漁業、たこつぼ漁業、いかかご漁業、その他
のかご漁業が令和7年12月15日から令和7年12月19日までを
予定しています。

許可の有効期間満了に伴う許可の申請期間は、えび流し網漁業、
げんしき網漁業が令和7年12月19日から令和8年2月2日ま

で、ほらかご漁業が令和7年12月19日から令和8年1月16日までを予定しています。

なお、制限措置の公示に当たり、規則第11条に定める漁業種類、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格、申請すべき期間以外の軽微な修正があった場合は、水産振興課へ一任いただきますよう、併せてお諮りさせていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

意見なし。

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。

続きまして、第2号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」、「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」の知事管理区分に配分する数量について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。第2号議案熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」、「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」の知事管理区分に配分する数量について諮問させていただきます。着座にて説明させていただきます。

資源管理の流れを簡単に説明します。資料32ページの図1をご覧ください。漁業法に基づく資源管理では、漁業者による漁獲量等の報告や研究機関による様々な調査に基づき、資源量推定や漁業の影響の評価及び将来予測を行います。その後、漁業者や各都道府県等の関係者の意見を聴いた上で、管理の目標や具体的な方針が定められます。これに基づき、国全体の年間の漁獲量の上限、すなわち

年間漁獲可能性が設定されます。漁獲量がこの年間漁獲可能性を超えることがないように管理を行っていくものが、TAC管理と呼ばれるものです。熊本県で漁獲される魚種としては、まあじ、まいわし、まさば・ごまさば、するめいか、くろまぐろ、かたくちいわし、うるめいわし、まだい、ぶりの9魚種がTAC管理対象魚種に該当します。

図2をご覧ください。TAC管理では、まず、都道府県ごとに都道府県別漁獲可能性が国から配分されます。これは、各都道府県の漁獲量の上限になります。各都道府県は、配分された都道府県別漁獲可能性をもとに、県内の漁業者が実際に漁獲できる漁獲量を設定します。この量を知事管理漁獲可能性といいます。知事管理漁獲可能性は、知事が関係海区漁業調整委員会に諮問したうえで決定することとなっていますので、今回諮問させていただくものです。

資料の33ページをご覧ください。まず、令和8年1月1日から12月31日を管理期間とする5魚種のうち、「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」についてご説明します。「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」の都道府県別漁獲可能性の配分量の通知が水産庁からあり、知事管理漁獲可能性への配分量を決定する必要があります。熊本県の都道府県別漁獲可能性は「現行水準」、現行水準の場合の目安数量は、まあじが367トン、まいわしが1,776トンです。都道府県別漁獲可能性は、全体漁獲量の上位80%を構成する、漁獲量上位の都道府県には数量による配分がなされます。熊本県の漁獲実績は上位80%には含まれなかったため、具体的な数量ではなく「現行水準」という配分がされました。配分量が「現行水準」の場合は、熊本県資源管理方針において都道府県別漁獲可能性の全量を知事管理漁獲可能性に配分することとされています。これに従い、令和8管理年度における「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」の知事管理漁獲可能性への配分量は共に「現行水準」としたいと考えます。

続いて、かたくちいわし、うるめいわし、まだいについてご説明します。資料34ページをご覧ください。まずは、令和6管理年度から導入されたステップアップ管理について改めてご説明します。

通常のTAC魚種では、例えばクロマグロのように採捕できる具体的な数量を配分して行いますが、新たなTAC魚種については、その管理体制が整うまでは具体的な配分数量の設定や採捕停止等の命令を行わず、TAC管理における課題を整理し、それらを解決する取り組みを行いながら、ステップ1から3まで段階的に順次実施する管理をすることができるステップアップ管理という方法で行わ

れます。具体的には、資料の図に示すとおりです。管理開始当初であるステップ1からステップ2の期間は、漁獲実績の報告は義務化されますが、採捕停止命令は発出されません。また、ステップ1では、都道府県ごとに配分する具体的な数量は設定されませんが、国全体の漁獲可能量の内数として参考となる数量が配分されます。この期間は、漁獲実績の報告確認や情報収集体制の確立が行われます。なお、ステップ1の期間は1年間が想定されています。

次のステップ2では、都道府県に対し漁獲可能量の目安数量として試行的な配分が行われます。また、ステップ3に向けて、採捕停止命令等の措置の具体的な内容やタイミング等について事前検討が行われます。なお、ステップ2の期間は2年間が想定されています。国は、資源管理の目標や管理の内容を決めた上で、ステークホルダー会合を開催し、漁業者等関係者の意見を聴き、ステップ1及び2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3に移行することとしています。

ステップ3からは通常のTAC管理が行われます。都道府県に対する漁獲可能量の具体的な配分設定や採捕停止命令の措置が適用されます。

ステップアップ管理の説明は以上です。それでは、今回の諮問内容である令和8管理年度の「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」の熊本県知事管理漁獲可能量への配分について説明します。資料35ページをご覧ください。

まず、今回諮問させていただくこの3資源については、ステップ2へ移行するには課題が残っている状況であり、令和8管理年度においてもステップ1が継続されることとなりました。ステップ1の場合、都道府県へは具体的な数量の配分はなく、系群全体のTACの内数として配分されることとなります。そのため、国は①のように、系群全体のTACとして「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」の漁獲可能量をそれぞれ15,000トン、58,000トン、6,730トンと定め、②に記載のとおり、熊本県には各資源のTAC総量の内数として配分されました。具体的には、「かたくちいわし対馬暖流系群」を「15,000トンの内数」、「うるめいわし対馬暖流系群」を「58,000トンの内数」、「まだい日本海西部・東シナ海系群」を「6,730トンの内数」として熊本県の都道府県別漁獲可能量へ配分しました。先述のとおり、都道府県への具体的な数量の配分はなく、内数として、系群を国が一括管理す

ることになります。熊本県資源管理方針においては、「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」では、都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理漁獲可能量に配分することとしています。

以上のことから、本県の知事管理漁獲可能量への配分量は③のとおりに「かたくちいわし対馬暖流系群」が「15,000トンの内数」、「うるめいわし対馬暖流系群」が「58,000トンの内数」、「まだい日本海西部・東シナ海系群」が「6,730トンの内数」として、知事管理漁獲可能量を定めたいと考えています。

説明は以上になります。御審議の程よろしく申し上げます。

議長

ただ今、水産振興課から、第2号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

これは確定しているのか。

水産振興課

国からの都道府県への配分通知がなされたものになりますので、確定でございます。その先の都道府県における配分量の設定につきましては今回諮問させていただきまして、それを踏まえ設定することになりますので、都道府県としての設定は、現状未定であるという形になります。

山田委員

すいません。2つ教えてください。1つは県内の漁獲量はどの程度であったのかということと、もう1つは、非常にシステムが複雑であります。周知方法をどういう風にされてるかということの2点を教えてください。

水産振興課

はい、承知いたしました。まず1点目漁獲量についてになります。現時点、令和7年管理年度におきましては、今回諮問させていただいた5魚種につきましては、現時点で報告を受けておりますのが10月末までのものについてご説明させていただきますと、まあじについて令和7年1月から10月までの漁獲量は144.7トン、マイワシについては、3,057.9トン、カタクチイワシについては、262トン、ウルメイワシについては792.2、マダイにつきましては、精査を行っているところでございますが、130トン程度、そしてぶりにつきましては、7月から開始になりましたので、7月から10月の期間で申し上げますと、26.2トンとなっております。漁獲量については、今申し上げた通りであります。

が、もう1つ周知方法になります。こちらの方は、今回の諮問させていただくものから、数量が確定される際には、県公報に告示をさせていただいております。その後具体的な数量の管理になってきますが、こちら現行水準となりますので、どれぐらい獲れたのかというのは、基本的には、各漁協へはその都度、現状していない状況でございます。

議長

他にございませんか。よろしいですか。
これは漁協に水揚げがあった分だけがカウントされると。

水産振興課

はい。漁協へ水揚げされたものになります。また場所によっては、漁協が水揚げ機能と言いますか、荷捌きが無い場所もあると認識しております。その中で漁協を通じて、漁業者の方々から、聞き取っていただいて報告いただいているというのがございます。

議長

漁協がそこまでするかな。

水産振興課

そうですね、手がかかるといえるか、報告に対して大変なところがございますが、ステップ1を継続して報告体制、情報収集体制を現場の皆様が楽に出来るように検討し構築出来たらと考えています。

議長

ずっと言っているが、遊漁についてはどうなっているのか。県はどういう取扱いを考えているのか。

水産振興課

県としましては、遊漁については国に対して通常の漁獲と同じTAC管理体制の採捕量の管理を要望しています。国では遊漁の採捕量調査を行っておりまして、県としてマリナー等の利用者に対して遊漁の採捕がどれくらいあるのかの調査手法の開発に協力しているところです。そこでの結果を踏まえながら、遊漁の管理をどこまで踏み込めるのかを国、県で議論を進めていく形になると考えています。遊漁の管理体制についてはステップアップ管理の中でステップ2終了までに結果を取りまとめるということでステークホルダー会議の中で、必ずステップ3に移行するまでに遊漁の管理について議論が進められ結論が得られると思われま。

議長

漁協としては放流事業をやっているが遊漁はやっていない。そこあたりを考えてもらわないと、うちで2,000万円くらいかな。そこを慎重に考えてもらわないと放流事業自体も見直しが始まって

きている。

山田委員

確かに放流事業は漁協を中心に地展協で頑張っておられるが、なかなか遊漁の取り扱いというのは県単独で動くのは難しく、先ほど言われたように国に要望など皆さん一体となってやらないと難しいのかなと思います。

議長

水産庁にはだいぶ言ったのですが、そういう最悪な事態にならないように、頭の片隅に置いてもらえれば。

私が一人で喋ってしまって、他にはありませんか。

藤田委員

はい。

議長

どうぞ。

藤田委員

漁獲可能量と実際の漁獲量でかなり乖離があるように思ったのですが、例えばウルメイワシだと58,000tが漁獲してよい量で、実際の漁獲は792tしか漁獲がなかったということでかなり開きがありますが、差が遊漁でないと思いますが、漁獲できないような数字が設定されているのでしょうか。

水産振興課

資料に掲載させていただいておりますウルメイワシについて、国全体の獲っていい量として設定されております。その先の都道府県等への配分については、ステップ1ですと具体的には定まっていないので、内数と定めてあります。この先、TAC管理が進んでいきますと、各都道府県への配分方法が議論され、直近5年間の平均などを考慮し配分されることが見込まれております。

藤田委員

熊本県の配分数量はまた別途ということですね。

水産振興課

そうなります。

議長

熊本県の枠はまた別にあるということか。

水産振興課

はい。今回諮問させていただいたものでは、これ以上のものは設定されていない状況です。説明差し上げた中で、まあじとまいわしについては都道府県への配分方法が決定されておりまして、これまでの漁獲実績から割合等を踏まえ、「現行水準」とされています。

議長

熊本県の漁獲枠はないということ。

水産振興課

熊本県の漁獲枠としては、全体の漁獲枠の内数というものの以上の細分化されたものはありません。

深川委員

すみません、それでは今おっしゃったようなウルメイワシ58,000t、カタクチイワシ15,000tというのは、国の基本的な資源管理、このくらいに抑えないといけないだろうという数字で、各県はこの内数であればOKだという意味でしょうか。

水産振興課

制度上はそうなります。

深川委員

このあと、県ごとに数字の設定というものがあってくるのでしょうか。

水産振興課

実際に配分される数字というものは、ステップ1管理中では出てきません。ステップ2に移行する時に、各都道府県に定まることとなりますので、試行的な水準として示されることとなります。

深川委員

ということは、5年後ステップ3にいくと設定しますよ、カタクチもウルメもマダイも設定しますよということですか。

水産振興課

ステップ3に行くと通常のTAC管理、採捕停止命令が伴う管理が行われますので、その段階では、各都道府県に明示的な数量、現行水準という配分も考えられますが、具体の数量もしくは現行水準というものが配分されるようになります。

議長

熊本県漁獲可能量と書いてあるからさ、これが示してあるのかと聞いているのではないか。

水産振興課

簡単に言いますと、カタクチイワシ、ウルメイワシ、マダイについてはステップ1の段階でして、漁獲量が明確に定まっていない状況ですので、全国の漁獲可能量が記載されています。その中でルール上、熊本県の漁獲可能量を定めないといけないので全国の漁獲可能量の中に定めています。まだ精度が高くないため、全国の内数となっています。

藤田委員	<p>あと1点教えてください。この15,000t、58,000tというのは漁協の種苗放流を除いたものになっているのでしょうか。</p>
水産振興課	<p>種苗放流により増えた資源が入っているのかという質問かと思うのですが、漁獲上は種苗放流したものか天然かという区別は難しいと思いますので、資源量全体としてみたものとなっております。</p>
藤田委員	<p>だとするならば、漁業者の方へ種苗放流の補助金などを出すべきかなと思いました。以上です。</p>
深川委員	<p>もともと私はまき網漁業者であったので、熊本県は大中型がなくなっています。そういう中で、どこにどういう設定があるのか興味があるし怖い。次、新たな漁法が出てきた時に、どうなるんだろうということは、国の資源管理の会議に出ていた時に思ったところです。カタクチ、ウルメは棒受けやまき網で獲られているが、量は獲っていますが、それを管理できるのか、それかやめてしまった時にどういう提案や数値が持ってこられるのかということが怖いです。</p>
議長	<p>他にございませんか。 この件に関しては、委員の皆様には慎重に捉えてもらえれば、漁業者も助かるのではないかと思います。 それでは特に無いようですので、第2号議案は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>それでは、第2号議案については、特に意見なしと答申します。 続きまして、協議事項です。第3号議案「令和7年度長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間の協定第4に関する合意書に基づく協議会について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>委員会事務局でございます。着座にて説明させていただきます。 はじめに、資料ページ37をご覧ください。 長崎県南部海区漁業調整委員会と当委員会との間で締結された協定書を付けております。また、資料39ページに参考として区域図をお示ししております。</p>

まず、この協定書が締結された背景を説明致します。協定書の区域につきましては、昭和50年代から平成10年頃にかけて、熊本県が国の補助事業として承認を受けて魚礁を設置した区域になります。この魚礁に集まる魚の群れを狙った長崎県籍のまき網船団の操業が問題となったことから、当委員会において、まき網船団の操業禁止に関する委員会指示を平成8年2月に発出しました。その後、長崎県との協議を経て、天草市五和町地先と天草郡苓北町地先の対象海域におけるまき網漁業と釣漁業の操業秩序の確保を目的とした本協定書を平成14年に締結しました。

協定により長崎県のまき網漁業は、苓北地先のA区域は3月1日から9月30日まで操業禁止となり、五和地先のB区域は、周年操業禁止となりました。

この協定の第4に、「本協定の履行状況等を協議するため、両海区漁業調整委員会は、定期的に、また必要に応じ協議を行う。」と定めています。

資料40ページにありますとおり、この協議会に関する合意書を協定書と同時に作成し、毎年1回、当該区域における操業状況に関して協議を行っており、今回で通算22回目の協議となります。

また、協議会の開催につきましては、資料41ページの協議会運営要領の第4の2により、開催地は原則として両県交互とすると定められており、例年、1月又は2月の月夜の期間に開催しています。なお、昨年度協議において、今年度は、熊本県での開催が決定しており、1月末に森都心プラザでの開催を計画しています。

協議会の委員は運営要領第3に、海区漁業調整委員3名、関係漁業者代表2名とされており、海区漁業調整委員会からは、江口会長、前田副会長、関係地区の一つである苓北地区の漁業者代表委員であります廣田委員に、御出席をお願いしたいと考えております。

なお、関係漁業者代表2名については、天草漁協五和支所及び苓北支所から1名ずつ推薦いただき当日出席いただきたいと思います。

定期協議での報告事項につきましては、直近1年間のまき網の活動状況の監視情報と地区漁業者からの聞き取り情報を報告する予定としています。

まき網の活動状況については、県漁業取締事務所に確認したところ、現時点において協定書のA海域とB海域の両海域とも、協定に違反するようなまき網操業は確認されていないとのことでした。

また、それぞれの海域を漁場とする天草漁協の五和支所及び苓北

支所所属の一本釣り漁業者の方々への聞き取りでも、協定に違反する行為は確認しておらず、トラブルもなかったと伺っております。

次に、長崎県側に対し地元漁業者から、「本協定はもとより、灯船の数など許可条件も、引き続き遵守して操業いただきたい」という要望がございましたので、協議の中で地元漁業者代表の方から伝えていただくようにしたいと考えています。

定期協議におきましては、以上の報告と要望を行いたいと思えますので、よろしく願いいたします。

事務局からの説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いします。

議長

ただ今、事務局から第3号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

意見なし。

議長

それでは、他に無いようですので、第3号議案については、事務局案のとおり、私（江口会長）と前田副会長、廣田委員に加え、天草漁協の五和支所、苓北支所から各1名の漁業者代表者を推薦いただき、計5名で、協議に出席するということよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第3号議案については、事務局案のとおり出席することとします。本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員

ありません。

議長

事務局はありますか。

事務局

お知らせです。

去る10月30日、大分県で開催された全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議において、本県の海区委員会を代表して、熊本県連合海区の橋本会長にご出席いただき、前回当委員会で協議いただきました国への令和8年度提案事項について、他県の提案と併せ、全て承認さ

れましたこと、お知らせいたします。

なお、今後、各ブロックの提案事項が全国海区漁業調整委員会連合会事務局で取りまとめられ、来年度開催の総会に諮って、国へ提案活動が行われる予定です。

議長

他にありませんか。

ないようですので、これで第409回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。

以上